

仕様書等に関する質問回答

調達案件名 学習者用コンピュータ等共同調達 (iOS・リース)

質問回答日 令和7年4月18日

No.	質問	回答
1	入札書に記載する金額は総額税抜でよろしいでしょうか。	入札説明書10(10)のとおり、入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載することとしています。
2	契約保証金は免除という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約保証金免除の可否については、各参加自治体の規則により異なります。 各参加自治体の契約保証金免除の可否は以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 可 ◆松島町 当町財務規則の規定による (1)契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。 (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3)一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に松島町と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4)指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (5)法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 は免除することができます。 (6)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 は免除とすることができます。
3	契約書案の開示は可能でしょうか。	各参加自治体の契約書案の開示はできません。
4	故意や重大な過失が認められる場合、また火災や落雷など一切の事象（自然故障を除く）において発生した機器の故障・破損については自治体様ご負担のもと修理等対応いただける認識でよろしいでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 故意または火災や落雷などによる機器の故障・破損についてはお見込みのとおりです。過失によるものについては、別紙4(10)のとおり一部未修理での返却または未返却が生じる場合があります。 ◆松島町 お見込みのとおりです。 ただし、故意や重大な過失、自然災害を起因とするもの以外の故障や破損は保守の対象となります。 ◆利府町 お見込みのとおりです。

No.	質問	回答
5	国庫補助分を除く賃貸借料については当月分を翌月にお支払いいただく想定でしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 支払い期限は落札後、協議のうえ決定するものとしますが、当月分を翌月に支払う契約は可とします。 ◆松島町 受注者と別途協議 ◆利府町 お見込みのとおりです。
6	補助金の入金予定日について教えてください。	端末の納品後30日以内に各参加自治体と落札者が共同で実績報告書を提出いただき、その後、額の確定を経て請求書の提出、支払いという流れになります。 このため、補助金の入金は、各市町村ごとに端末の納品後となります。
7	松島町様、利府町様におけるこれまでの故障および紛失台数についてお教えいただけますでしょうか。 また、各町様においては現行契約においても自宅への持帰りなど学校外での利用をされており、端末更新後も同様に使用する認識でよろしいでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆松島町 故障（破損含む）：概ね20台/年 紛失：0件/年 自宅への持帰り、学校外での利用はお見込みのとおり ◆利府町 故障→R3：12、R4：28、R5：56、R6：36 = 132台 紛失→R3～R6：なし 現時点で端末の持ち帰りをしており、更新後も同様に実施の予定です。
8	保守について、利府町様におかれては保守依頼先の選定・スポット保守手配含め自らご対応されるという認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	保守仕様（3）について センドバック保守受付拠点への故障機送付及び保守対応、その後の機器送付までが受注者における対応範囲でその先の初期設定は自治体様にて行うという認識で相違ないでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 お見込みのとおりです。 ◆松島町 お見込みのとおりです。 （初期設定が出来る状態での納品をお願いします。）
10	返却時について 端末をご返却いただく際、各町様で設定されたアクティベーションロックなどは事前に解除の上引渡いただけますでしょうか。 また、ご返却にあたっては発注者様のご負担をおかけしないよう目安として満月から1か月程度で円滑な回収対応を行いたいことから現地各校への連携などご協力いただけますでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 アクティベーションロックは解除して返却するものとします。また、各校との調整等は必要に応じて発注者が行うものとします。 ◆松島町 端末の各設定等は解除の上返却 各学校との連携は可能 ◆利府町 解除の上返却を想定しております。 返却時の学校との連携は可能です。
11	各家庭への持帰りなど使用環境も踏まえ混在しないよう賃貸借物件であることを示すラベルを貼付することは差し支えないでしょうか。	差し支えありません。 ただし、貼付ラベルサイズ・場所は各参加自治体と別途協議願います。

No.	質問	回答
12	補助金については端末の調達台数が仕様書上の数字にて確定していること、既に仕様書記載の台数に対する補助金額が内定されていることから現時点より端末の減少や補助額が変動することはない認識でよろしいでしょうか。	補助金額は、端末の納品後30日以内に各参加自治体と落札者が共同で行う実績報告後に確定するものであり、内定段階から補助金額が変動する場合があります。 内定段階から補助金額が変動する場合の例として、補助対象となる端末台数の上限算定に係るものが挙げられます。 補助対象となる端末台数の上限の算定に当たっては、補助金交付申請年度の5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなります。 本公告に係る補助金申請においては、令和7年5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなりますが、公告段階では5月1日現在の児童生徒数が確定していません。本公告における各参加自治体の調達台数が、令和7年5月1日現在の児童生徒数を上回った場合は、補助対象外となる台数が生じるため、内定段階から補助金額が変動する場合があります。
13	賃貸借契約には、補助金額対象分も含まれるのでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなりますが、全自治体について、賃貸借契約金額には、補助金額は含みません。
14	本件は債務負担行為によるご契約となりますでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなりますが、全自治体について、お見込みのとおりです。
15	発注者及び受注者の責によらない物件の滅失における代替品は発注者様でご用意していただけますでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 自然災害等により物件の滅失が発生した場合は、発注者が代替品を用意するものとします。 ◆松島町 物件の滅失に至った状況及び動産保険の対象となるか否かにより判断となります。 ◆利府町 お見込みのとおりです。
16	保守対象にはペンやケースなどは含まれないということよろしいでしょうか。	保守対象は、タブレット端末（アクセサリ含む）、ハードウェアキーボード付きカバー、タッチペンとなります。
17	予備機も含め返却いただける認識ですが相違ないでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 お見込みのとおりですが、別紙4(10)のとおり一部未返却が生じる場合があります。 ◆松島町、利府町 お見込みのとおりです。
18	事業者側の責によらず、万が一補助金の交付が受けられない、もしくは減額されての交付、補助金に返還義務が発生するといった状況が発生した場合、事業者側は差額などの費用負担はしない認識でよろしいでしょうか。 もしくは変更契約にて補助金相当分を増額して契約いただけますでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、補助金返還に係る取り扱い、参加自治体によって異なります。 各参加自治体の補助金返還に係る取扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 お見込みのとおりです。 ◆松島町 リース契約は、発注者と事業者が共に補助事業者となることから、補助金の不交付、補助金の減額又は返還義務が発生した場合は双方に責が生じると認識しております。したがって、事業者側にも費用負担が生じる場合がある上、補助金相当額を増額契約することも想定していません。

No.	質問	回答
19	補助対象台数または金額をご提示いただけますでしょうか。	補助金額は、端末の納品後30日以内に各参加自治体と落札者が共同で行う実績報告後に確定するものです。 補助対象となる端末台数の上限の算定に当たっては、補助金交付申請年度の5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなります。 本公告に係る補助金申請においては、令和7年5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなりますが、公告段階では5月1日現在の児童生徒数が確定していません。本公告における各参加自治体の調達台数が、令和7年5月1日現在の児童生徒数を上回った場合は、補助対象外となる台数が生じるため、現段階で補助対象台数及び補助金額を示すことはできません。
20	仕様書4 納入条件（7） 修理又は交換後の初期設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
21	別紙1 1全自治体共通（2） モバイルデバイス管理(MDM)特記事項に指定品が記載されておりますが、落札後に各自治体が認め頂いた場合、同等品で納入してもよろしいでしょうか。	指定品のため、不可となります。
22	別紙1 1全自治体共通（3） 初期設定（キッティング）各納入先のネットワーク機器の設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書別紙1の1(3)初期設定（キッティング）(8)及び(9)のとなり、ネットワークへの接続設定及び各納入先でのネットワーク接続確認は業務の範囲です。
23	別紙4 （9）機器の操作や設定等の照会への対応について、現地訪問での設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、現地訪問を要する設定等については業務の対象となります。
24	別紙4 （10） ・故障機器の未修理での返却について、契約期間内の保守で対応できるものは修理を頂いた上で返却を頂けるという認識でよろしいでしょうか。また発注者様の過失による機器の損傷については発注者様負担での修理、または損害金の請求が出来るものという認識でよろしいでしょうか。 ・機器紛失の場合、受注者様式の紛失届をご提出頂くことは可能でしょうか。	過失による機器の故障・損傷については、契約期間内の保守で対応できるものであっても、予備機の使用により運用に支障が出ない場合は未修理とする場合があります。なお、故意による機器の故障・損傷については、発注者負担で修理等を行うものとします。 紛失届については可とします。
25	別紙1 調達機器・仕様一覧 1. （2）設置・据え付け 開梱の上納入することとあるが、納入台数が多い場合10台程度開梱の上動作確認を行い、残り台数は梱包状態で納品する事は可能でしょうか。	仕様書4(4)のとなり、各参加自治体 が指定する初期設定（キッティング）が完了し、通常使用できる状態をもって 納入完了とし、機器が正常に稼働することを確認した上で、納入先所属担当者に確認を求めることとしています。 また、仕様書別紙1の1(3)初期設定（キッティング）(9)のとなり、主な業務内容に、各納入先でのネットワーク接続確認を含めています。 納入台数の一部のみの動作確認をもって納入完了とするかどうか、動作確認を行わない台数は梱包状態で可とするかどうかは、契約締結時に各参加自治体と協議の上決定するものとします。
26	別紙1 調達機器仕様一覧 1. （2）設置・据え付け 今回の指定品にあるペンはいずれもベアリングを行う必要がございませんので新品個包装のまま指定台数分を一括で納品すれば仕様を満たしますでしょうか。 （本体に吸着状態で納める必要は無かったでしょうか）	タッチペンについて、本体に吸着状態で納入する必要はありませんが、仕様書別紙1の1(3)開梱・不要梱包物撤去処理(1)のとなり、開梱の上納入することとしているため、開梱せずに納入することを可とするかどうかは、契約締結時に各参加自治体と協議の上決定するものとします。

No.	質問	回答
27	別紙1 調達機器・仕様一覧 1. (2) 設置・据え付け タブレット端末一式 管理番号等テプララベル添付について、 本体、USB-C充電ケーブル、電源アダプターを想定すれば良いでしょうか。	仕様書別紙1の1(3)管理番号等テプララベル添付(2)のとおり、管理番号等テプララベルは、各参加自治体が指定する物及び指定する箇所に添付することとしているため、貼付する物については、契約締結時に各参加自治体が指定するものとします。
28	別紙1 調達機器仕様一覧 1. (2) 設置・据え付け 初期設定（キッティング）について、(1)Apple School Managerの登録・設定、(2)Automated Device Enrollment、(3)Volume Purchase Programの設定は、Apple社への登録申請が前提となり、この申請についてはお客様がApple社と直接やり取りして頂く事が原則となります（代理申請不可。申請、登録時にお客様メールや電話での認証確認など行う必要があります）。これらについてはお客様主体で行って頂き、受注者は登録補助を行うの認識でよろしいでしょうか。（Apple社に登録完了後の機器への反映設定は初期設定の範囲として行います。）	お見込みのとおりです。
29	別紙1 調達機器仕様一覧 2. オプション モバイルデバイス管理(MDM)（1）ライセンス期間は5年であることについて、導入構築期間（製造者より使用開始案内受領後から実際にお客様が使用する開始日までの引き渡し期間を含む）を考慮したライセンス提供が難しい場合、導入構築期間を含め賃貸借期間満了日まで5年間以上（60ヵ月以上）とするライセンス期間の提供を行う必要があるという認識でよろしいでしょうか。	本公告におけるモバイルデバイス管理（MDM）のライセンス期間は5年です。 予め導入構築期間を考慮したライセンス提供が難しいことが想定される自治体については、できる限り導入構築期間を考慮したライセンス提供が可能となるよう、契約締結時に納入期限の後ろ倒し等の対応策について提案願います。それでもなお、導入構築期間を含め賃貸借期間満了日まで5年間を超える（60ヵ月を超える）ライセンス期間が必要となる場合は、契約するライセンス期間について、契約締結時に各参加自治体に確認してください。
30	学習用コンピュータ等共同調達仕様書 3. 仕様要件（3） 無償で提供されるものではありませんが、複数のディストリビュータからiPadの下取りサービスが提供されております。 これは各教育委員会で今回入替対象となるiPadの台数を事前に知らせておけばその分値引き対応が可能となるもので導入コストを抑えられること。また自治体毎の旧iPad廃棄処分コストの負荷軽減が見込めます。 このサービスは前述の通り事前に下取り台数の把握が必要になる為、サービス利用に賛同する自治体様の引き取り対象台数を確認いただくことは可能でしょうか。 もしくは独自に各教育委員会に確認してもよろしいでしょうか。	本公告には下取りを含めていないため、サービス利用に賛同する自治体の引き取り台数の確認は対応いたしかねます。また、入札説明書7(3)のとおり、参加自治体に直接問合せや質問を行うことは禁止しているため、参加自治体への直接の問合せもお控えください。 各参加自治体が下取りサービスの利用を含めて契約するかどうかは、契約締結時に各参加自治体に確認してください。
31	学習用コンピュータ等共同調達仕様書 4. 納入条件（6） 『必要に応じて操作説明を求める事がある』とございますが対象はiPad／MDM／オプション品のうちどれになりますでしょうか。 また問い合わせはどの程度の期間をお受付すればよろしいのでしょうか。	対象はタブレット端末、モバイルデバイス管理（MDM）とし、問い合わせ期間は各参加自治体の検収後1ヵ月程度とします。
32	別紙4 保守仕様について 保守の対象はタブレット端末本体のみと考えて良いでしょうか。	保守対象は、タブレット端末（アクセサリ含む）、ハードウェアキーボード付きカバー、タッチペンとなります。

No.	質問	回答
33	現時点で納期に間に合う旨確認の上応札をいたしますが、応札後、コロナウィルスや半導体不足等の社会情勢等の受注者の責によらない事由により納入期限にまでに納品ができなかった場合は受注者への指名停止や違約金請求なく賃貸借期間の変更や賃貸借開始日変更等の協議に応じていただけますでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約に係る協議の取り扱い、参加自治体によって異なります。 各参加自治体の契約に係る協議の取り扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 納品遅延の原因が受注者の責によらないと認められる場合には、指名停止や違約金請求なく賃借期間変更の協議を行うものとします。ただし、賃借月数に変更はありません。（60か月） ◆松島町 応じられません。 ◆利府町 受注者の責によらない事由の場合、協議に応じます。
34	契約保証金は免除でしょうか。免除とならない場合は、過去2年間の間に国又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、誠実に履行した実績をご提示すれば、免除となりますでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約保証金免除の可否については、各参加自治体の規則により異なります。 各参加自治体の契約保証金免除の可否は以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 免除とします。 ◆松島町 当町財務規則の規定による (1)契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。 (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3)一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に松島町と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4)指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (5)法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 は免除することができます。 (6)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 は免除とすることができます。
35	各自治体の賃貸借契約書案をご提示ください。	各参加自治体の賃貸借契約書案の提示はできません。
36	賃貸借契約には動産総合保険を含まない認識でよろしいか	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 動産総合保険は含みません。 ◆松島町 動産総合保険を含みます。 ただし、故意や重大な過失、自然災害を起因とするものの以外の故障や破損は保守の対象となります。

No.	質問	回答
37	リース期間満了時の物件の何か所へのとりまとめは発注者にて行っていただけるか。行っていただけない場合は各校からの物件引揚となりますか。	仕様書6(2)のとおり、リース期間満了時の物件の返却の場合は、返却時点での設置場所へ受注者又は受注者から委託を受けた者が賃貸借機器を引き取りに行くこととしています。 なお、現時点で各参加自治体が想定している返却時点での設置場所は以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、松島町 各校からの物件引揚とします。 ◆利府町 学校毎に物件引揚げを行う想定です。
38	各自治体との契約書案に疑義が生じた場合は、各自治体と協議の上契約締結ができるとの認識でよろしいか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなりますが、全自治体について、お見込みのとおりです。
39	各校にエレベーターは設置されていない認識でよろしいでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 給食用のエレベーターが設置されていますが、使用の可否はその内容やスケジュール等により決定するものとします。 ◆松島町 お見込みのとおりです。 ◆利府町 各小中学校に給食運搬用のエレベーターが設置されており、給食運搬の時間を除いて使用可能です。（内3校は人同乗不可）
40	入札金額は3自治体の賃貸借料総額（消費税別）という認識でよろしいでしょうか。また補助金を加味しない金額での応札でよろしいでしょうか。	入札説明書10(10)のとおり、入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載することとしており、入札金額は、補助金額を含めた全自治体の賃貸借料金総額となります。
41	保守を行う物件はタブレット端末本体のみでよろしいでしょうか。	保守対象は、タブレット端末（アクセサリ含む）、ハードウェアキーボード付きカバー、タッチペンとなります。
42	自治体の紛失等によるデータ漏洩の責任は自治体にあり、受注者は責を負わない認識でよろしいか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなりますが、全自治体について、お見込みのとおりです。
43	別紙4 大河原町保守仕様について、未修理、未返却の個数が過半数を超えるなど極端に多い場合は、損害金の費用について別途協議可能でしょうか。	可とします。
44	入札説明書13 契約事項 仮契約の締結後、各自治体の条例に規定する議会の議決に時間を要し、希望の納期に間に合わない事態が発生した場合は、当該自治体と直接協議でよろしいか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、協議の相手方は各参加自治体となります。
45	入札説明書13 契約事項 仮契約の締結後に自治体の都合で契約不成立となって受注者が損害を受けた場合は各自治体と協議できますでしょうか。協議の相手方は協議会、各自治体のいずれとなりますでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約に係る協議の取り扱い、参加自治体によって異なります。また、前述のとおり、協議の相手方は各参加自治体となります。 各参加自治体の契約に係る協議の取り扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 可 ◆松島町 不可

No.	質問	回答
46	松島町が過去に調達したタブレット端末の故障件数、紛失件数をお示しいただけますでしょうか。	故障（破損含む）：概ね20台/年 紛失：0件/年
47	別紙4 保守仕様松島町（2）について発注者の過失による故障は保守対象外でよろしいでしょうか。過失とは、落下、水濡れ、ケースを使用せずに故障した場合、教員の適切な管理、助言があれば防げた故障を想定しておりますが、よろしいでしょうか。	故意や重大な過失、自然災害を起因とするもの以外の故障や破損は保守の対象となります。 質問の「落下」「水濡れ」「ケースを使用せずに故障した場合」「教員の適切な管理、助言があれば防げた故障」は故意又は重大な過失ではなく、保守の対象とします。ただし、自然災害を起因とする「落下」や「水濡れ」は保守対象外と想定しております。
48	別紙4 保守仕様の完了報告については、保守委託業者からの報告でよろしいでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 可 ◆松島町 受注者からの報告とします。
49	入札書記載の金額は総額（税抜）金額という認識でよろしいでしょうか。	入札説明書10(10)のとおり、入札書には、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載することとしています。
50	契約期間終了後の物件返却費用・処分費用・データ消去費用は受注者の負担という認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
51	契約期間終了後は、物件引揚げの前に各設置場所より機器（周辺機器含む）を回収のうえ、端末に保存されたデータを全て削除する等、引き渡し当時の現状（通常の損耗は除く）に回復した状態にしてくださいという認識でよろしいでしょうか。 （原状回復にはMDM サービス及びアクティベーションロックの解除を含む。）	仕様書6(2)のとおり、リース期間満了時の物件の返却の場合は、返却時点での設置場所へ受注者又は受注者から委託を受けた者が賃貸借機器を引き取りに行くこととしています。 なお、現時点で各参加自治体が想定している返却時の状況は以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 物件引揚げは各校からとします。 仕様書6（2）のとおり本業務は受注者側での端末データ消去を含むため、発注者は必要に応じて端末の初期化等を行います。全ての端末のデータを削除しないで返却する場合があるものとします。 なお、MDMサービス及びアクティベーションロックの解除は行ったうえでの返却とします。 ◆松島町 MDM及びアクティベーションロックの解除は発注者側で実施しますが、それ以外は受注者側で実施していただきます。 なお、各校からの物件引揚となります。 ◆利府町 学校毎に物件引揚げ及びデータ消去までを契約に含めることとします。 なお、原状回復は発注者が行うこととします。
52	契約期間終了後データ消去について、オフサイトでの実施でよろしいでしょうか。 また、引き上げの際の養生や原状回復は不要という認識でよろしいでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 オフサイトでの実施は可とします。 引揚げ時は必要に応じて養生・梱包等を行うものとします。 ◆松島町 受注者と別途協議の予定です。 ◆利府町 問題ございません。

No.	質問	回答
53	既存端末に係る撤去費用は本件見積もりに含めない認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
54	契約保証金は免除いただけるということでよろしいでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約保証金免除の可否については、各参加自治体の規則により異なります。 各参加自治体の契約保証金免除の可否は以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 可 ◆松島町 当町財務規則の規定による (1)契約の相手方が保険会社との間に、町を被保険者とする履行保証契約を締結したとき。 (2)契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。 (3)一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に松島町と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (4)指名競争入札又は随意契約により契約を締結する場合において、契約金額が500万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。 (5)法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。 は免除することができます。 (6)物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。 は免除とすることができます。
55	動産総合保険は、保険金額が賃貸借期間の経過に応じて逦減していく通常の動産総合保険でよろしいでしょうか。 または、リース期間の経過に関わらず調達価格を保険限度額として設定する新価特約が必要でしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 動産総合保険は付保しないこととします。 ◆松島町 通常の動産総合保険を付保することとします。 ただし、故意や重大な過失、自然災害を起因とするもの以外の故障や破損は保守の対象となります。

No.	質問	回答
56	契約書様式は弊社様式のもので締結可能でしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約書様式の取り扱いについては、各参加自治体の規則により異なります。 各参加自治体の契約書様式の取り扱いについては以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 可としますが、契約の内容は協議のうえ一部変更する場合がありますとします。 ◆松島町 可 ただし、内容について双方で協議の上、修正等を求める場合があります。 ◆利府町 可 但し、事前に契約様式の確認を行うものとします。
57	補助金入金日は何月何日を想定されていますでしょうか。	端末の納品後30日以内に各参加自治体と落札者が共同で実績報告書を提出いただき、その後、額の確定を経て請求書の提出、支払いという流れになります。 このため、補助金の入金、各市町村ごとに端末の納品後となります。
58	補助対象台数は本件全台数(6,272台)という認識でよろしいでしょうか。 また、補助金交付予定額をご教示いただけますでしょうか。	本件全台数（6,272台）の内訳は、学習者用コンピュータ及び予備機が6,002台、指導者用コンピュータが270台です。 補助対象は学習者用コンピュータ及び予備機であり、指導者用コンピュータは補助対象外となります。 補助対象となる端末台数の上限の算定に当たっては、補助金交付申請年度の5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなります。 本公告に係る補助金申請においては、令和7年5月1日現在の児童生徒数を用いて算定することとなりますが、公告段階では5月1日現在の児童生徒数が確定していません。本公告における各参加自治体の調達台数が、令和7年5月1日現在の児童生徒数を上回った場合は、補助対象外となる台数が生じるため、現段階で補助金交付予定額を示すことはできません。

No.	質問	回答
59	予備機について、使途および管理方法をご教示いただけますでしょうか。 また、予備機についても現状回復の上ご返還いただく認識でよろしいでしょうか。 （現状回復でのご返還が困難な場合、損害金が発生する可能性がございます）	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 使用している端末に不足や故障が生じた場合に使用するものになります。 管理は町教育委員会担当者・町が委託するICT支援員・各学校の担当者が適切に管理するものとします。 予備機についても原則返却しますが、別紙4(10)のとおり一部未修理・未返却が生じる場合があります。また、一部未修理・未返却が生じた場合でも、発注者に損害金等の費用を請求できないものとします。 ◆松島町 故障端末が発生した場合に、故障端末に換えて使用します。（故障端末の修理期間を補うものではありません。なお、修理を終えた故障端末は予備機扱いとなります。） なお、予備機は教育委員会内で保管します。 ◆利府町 各学校にて保管し、児童生徒数増への対応及び端末故障時の代替機として使用を想定しております。 現状回復の上返還いたします。
60	事業者側の責によらず、補助金の交付が受けられない又は減額となった際、もしくは減額して交付される場合、または補助金の返還義務が発生した場合、事業者側は費用負担しない認識でよろしいでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、補助金返還に係る取り扱い、参加自治体によって異なります。 各参加自治体の補助金返還に係る取扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 お見込みのとおりです。 ◆松島町 リース契約は、発注者と事業者が共に補助事業者となることから、補助金の不交付、補助金の減額又は返還義務が発生した場合は双方に責が生じると認識しております。したがって、事業者側にも費用負担が生じる場合がある上、補助金相当額を増額契約することも想定していません。
61	当社起因でない事由により補助金採択日が予定日より大幅に遅延し、賃貸借期間や契約金額（調達価格変動や金利変動等）に見直しが必要になった場合、協議は可能でしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約に係る協議の取扱いは、参加自治体によって異なります。また、前述のとおり、協議の相手方は各参加自治体となります。 各参加自治体の契約に係る協議の取扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 可 ◆松島町 不可

No.	質問	回答
62	当社起因でない事由（サプライチェーンへの影響、補助金採択時期の遅延等）により納品が遅れた場合、当社は責任を負わないという理解でよろしいでしょうか。	入札説明書13のとおり、各参加自治体の規則に則り、各参加自治体とそれぞれ契約を締結することとなるため、契約に係る取り扱い、参加自治体によって異なります。また、前述のとおり、協議の相手方は各参加自治体となります。 各参加自治体の契約に係る取扱いは以下のとおりです。 〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 納品遅延の原因が受注者の責によらないと認められる場合には、受注者はその責任を負わないものとします。 ◆松島町 責任を負います。 ◆利府町 お見込みのとおりです。
63	本件、各自治体様における既存GIGA端末での事故率どの程度でしょうか。 また、故障品にはどのように対応されましたでしょうか。 (メーカー保証、ディーラー保守、保険申請、保護者負担等)	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 事故を含む故障については別紙4(10)の故障・紛失件数のとおりです。 故障品はメーカー保証の範囲外の場合には、端末のメーカーまたは修理事業者の修理で対応していました。 ◆松島町 故障（破損含む）：概ね20台/年 紛失：0件/年 メーカー保証期間中はメーカー保証での対応となります。 保証期間終了後は、学習での使用中における事故は教育委員会が、家庭での事故は保護者負担による修繕を実施しております。 ◆利府町 約4%程度 契約に保守を含めていない為、故障品は発注者負担により対応。
64	物件返却時において、端末の故障・破損があった場合、数量が不足した場合は、双方協議のうえ、損害金が発生する可能性がございますがご了承くださいませでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町 別紙4(10)のとおり一部未修理・未返却が生じた場合でも、発注者に損害金等の費用を請求できないものとします。ただし、未修理・未返却の個数が過半数を超えるなど極端に多い場合は損害金について協議を行うものとします。 ◆松島町 リース期間中における、故意や重大な過失、自然災害を起因とするものの以外の故障や破損は保守において対応の上物件を返却、保守対象外の故障や破損は発注者側で修繕の上返却します。リース物件に不足が生じた場合（タブレット本体のアクセサリ品、オプション品（キーボード付きカバー、タッチペン）は除く）は、代替品を手配の上返却します。 ※損害金としての請求は不可 ◆利府町 問題ございません。

No.	質問	回答
65	物件の使用については、学校内だけでなく、屋外学習や自宅学習も想定されていますでしょうか。	〔各自治体の回答〕 ◆大河原町、利府町 屋外学習・自宅学習での使用も想定しています。 ◆松島町 自宅への持帰り、学校外での使用は行います。
66	仕様書 4 納入条件（7） 修理又は交換後の初期設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	納入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合による修理又は交換に伴い発生する初期設定作業は、受注者が責を負うものとし、その費用は受注者が負担するものとします。
67	別紙1 1全自治体共通（2） モバイルデバイス管理(MDM) 特記事項に指定品が記載されておりますが、落札後に各自治体が認めて頂いた場合、同等品で納入してもよろしいでしょうか。	指定品のため、不可となります。
68	別紙1 1全自治体共通（3） 初期設定（キッティング） 各納入先のネットワーク機器の設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、仕様書別紙1の1(3)初期設定（キッティング）(8)及び(9)のとおりに、ネットワークへの接続設定及び各納入先でのネットワーク接続確認は業務の範囲です。
69	別紙4 （9）機器の操作や設定等の照会への対応について、現地訪問での設定作業は業務の対象外との認識でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。 ただし、現地訪問を要する設定等については業務の対象となります。